

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成二十六年六月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 日時 平成二十六年七月十八日 午後一時三十分

二 場所 宇陀市室生大野一六三七番地 室生振興センター

三 公聴会において聴こうとする案件

室生鳥獣保護区室生特別保護地区の指定について